

階上町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
階上町長
階上町議会議長
階上町代表監査委員
階上町選挙管理委員会
階上町農業委員会
階上町固定資産評価審査委員会
階上町教育委員会

階上町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、階上町長、階上町議会議長、階上町代表監査委員、階上町選挙管理委員会、階上町農業委員会、階上町固定資産評価審査委員会及び階上町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【内閣府令第2条に基づく把握項目】

※平成27年度実績

	項目	結果
1	採用した職員に占める女性職員の割合	50.0%（臨時職員 58.3%）
2	平均した勤続勤務年数の男女の差異	男 17.5年、女 16.7年 差 0.8年
3	職員1人当たりの各月の超過勤務時間	平均 8.2時間（27年1月～12月実績）
4	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理的地位：課長級以上）	女性管理職 0%

5	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	グループリーダー 46.7%
6	男女別の育児休業取得率及び平均取得期間	男 取得率 0% 女 取得率 100%、平均期間 11 か月
7	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数	取得率 66.7% 平均取得日数 1.3 日

【配置・育成・教育訓練及び登用】

- 1 平成 32 年度までに、女性職員の外部研修受講率を、平成 27 年度実績 29.8%から 40%以上にする。
- 2 平成 32 年度までに、課長及びグループリーダー級職員に占める女性割合を、平成 27 年度実績 28.0%以上にする。

【仕事と家庭の両立】

- 1 平成 32 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得割合を、平成 27 年度実績 66.7%から 100%にする。
- 2 平成 32 年度までに、男性職員育児休業取得割合 0%からの脱却を目指す。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を平成 28 年度から実施する。

【配置・育成・教育訓練及び登用】

平成 27 年 11 月実施の階上町人材育成に関するアンケート結果（以下「アンケート結果」という。）によると、「できる限り昇任したい」「家庭生活と調和の取れる範囲で昇任したい」という女性職員は、20 代 70%、30 代 50%と半数以上が昇任を望んでいるのに対し、40 代は 25%に減少している。

このことから、出産・子育て期以前における女性職員の意欲と資質の把握に努め、職務経験の付与については男女間の偏りが無いよう配慮し、本人の意思を考慮しながら女性職員の登用を推進する。また、5 年後を見据え、子育てが終了した 50 代女性職員（昇任希望 40%）を含めたキャリア形成支援のための外部研修（市町村アカデミー等）への参加機会の確保に努め、参加を推進する。

【仕事と家庭の両立】

アンケート結果によると、子育て期における男性職員の 60.0%が「仕事と家庭の両

立ができない」「時期によって両立できないときもある」と回答しており、男女ともに職業生活と家庭生活との両立ができるよう、性別による固定的役割分担の職場慣行を見直し、また、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得の促進に向けて、子育てハンドブックを該当職員に配布するとともに常時閲覧できる状態にし、男性職員の家庭生活への関わりを推進する。

地方公共団体は、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した行政を担っており、女性の柔軟な発想が求められている。階上町では既に多くの女性の採用が進んでいるため、今後は男女ともに活躍できる職場環境づくりを推進する。